

1. 業務の概要

関係法令に基づき国立能楽堂において建築物の点検、検査、測定、記録及び必要書類の作成等を実施する。

建築設備の継続的な性能の発揮、省エネルギーに資する効率的な運転等がなされるよう、建築物及び建築設備の日常的な運転、その稼働状況等の監視並びに必要な保守等を実施する。

2. 業務実施体制

- ① 本事業専任の業務責任者を配置すること。業務責任者は、建築物環境衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・一級ボイラー技師又は高圧ガス製造保安責任者第一種冷凍機械の有資格者で実務経歴 10 年以上とする。なお、業務責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。
- ② 業務副責任者は業務責任者を補佐する者とし、第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラー技師又は高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴 10 年以上とする。内 1 名は、業務責任者と別の資格（電気又は機械）の技術者とする。なお、業務副責任者は、他の技術者及び業務従事者を兼ねることができる。
- ③ 電気技術者は電気設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、第三種電気主任技術者資格以上又は第一種電気工事士以上の有資格者で実務経歴 6 年以上の者とする。
- ④ 機械技術者は機械設備を担当する業務担当者を把握指導する技術者とし、二級ボイラー技士又は高圧ガス製造保安責任者第三種冷凍機械以上の有資格者で実務経歴 6 年以上とする。
- ⑤ 業務担当者は、工業高等学校の電気科又は機械科の卒業者、若しくはこれと同等以上の学歴又は経験等を有する者で実務経歴 2 年以上の者とする。
- ⑥ 自衛消防技術認定証の資格保持者を 3 名以上配置する。
- ⑦ 業務を遂行するために関連する資格（ビル管理士・消防設備士・危険物取扱者等）の取得は一部の者とならないようにする。

3. 業務時間及び配置人数

- ① 8 時 30 分～17 時 30 分は業務責任者又は業務副責任者を配置すること。ただし、12 月 29 日から 1 月 1 日は、緊急時に対応可能な体制とすることで業務責任者又は業務副責任者以外でも可とする。
- ② 保全業務上の緊急修理、その他の事情により振興会から技術者等の勤務時間延長又は臨時に業務を要請された場合は協力するものとし、振興会が認めるものに限りその代金を請求することができる。

表 7-1

業務時間	8 時 30 分～17 時 30 時	17 時 30 分～8 時 30 分
配置人数	2 名	2 名

23 時～6 時の間は仮眠とすることができる

4. 運転・監視及び日常点検・保守業務の要求水準

- ① 設備概要等は表 7-2 に示す。「6. 運転・監視及び日常点検・保守の業務内容」により業務を実施する。点検対象機器は表 7-3 から表 7-11 による。
- ② 舞台関係設備については、【添付資料 5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」による。
- ③ 消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する消防設備（自動火災報知設備、非常用放送設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、ハロゲン化物消火設備、連結送水管、ガス漏れ火災警報設備、誘導灯設備）及び防・排煙設備の法定点検並びに電気時計等の定期点検については、【添付資料 5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」とするが、日常巡回点検、緊急時対応及び軽微な故障修理等は行うものとする。
- ④ 空気調和設備及び給排水衛生設備の全般について、日常巡回点検、緊急時対応及び軽微な故障

修理等を行うものとする。

5. 一般共通事項

- ① 本要求水準書における一般共通事項及び施設等の利用・作業用仮設物等は、建築保全業務共通仕様書（平成30年版）第1編総則による。なお、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」表1-1部分については読替え及び適用外とする。
- ② 保全業務に必要な修理交換部品、測定計器類、工具類その他備品については委託者が調達する。受託者はこれらの台帳を作成し、定期的に振興会の確認を受けるものとする。
- ③ 保全業務を行う監視盤室・休憩室及び備付け備品類の使用料及び光熱水料等は無償とする。
- ④ 保全業務は運転、監視、点検、調整及び修理並びに空調設備の一部清掃等を日常の作業とするが、修理調整等で技術的その他の理由により振興会が至難と認めたものは、本業務外とする。

表7-2 設備概要等

区分	設備名	数量・単位	設備概要
電 気 設 備	遠方監視制御部分	一式	監視盤設置機器（CPU、LCD）
	[高圧受変電設備]	一式	3Φ 3W 6.6kV 本線・予備線方式(高圧盤10面)
	断路器	2台	3PDS 7.2kV 400A
	遮断器	8台	VCB 7.2kV 600A 12.5kA
	真空電磁接触器	2台	VMC 7.2kV 200A 4kA SC用
	変圧器	7台	乾式モールド形（一般照明 75kVA×3台、一般動力 300kVA×1台、調光舞台照明 75kVA×1台、防災非常電灯 20kVA×1台、防災非常動力 200kVA×1台、合計 820kVA）
	計器用変成器	一式	PT、CT、ZCT、PT ヒューズ等 32台
	引込みケーブル及ヘッド	2系統	CVT60
	進相コンデンサ	2台	7.2kV 21.3kVA
	同上用直列リアクトル	2台	7.2kV 1.28kVA
	高圧交流負荷開閉器	7台	LBS 3P 7.2kV 200A G: 20A×2; 1台 LBS 3P 7.2kV 200A G: 30A×2; 3台 LBS 3P 7.2kV 200A G: 20A×3; 1台 LBS 3P 7.2kV 200A G: 50A×3; 2台
	ガス開閉器	2台	7.2kV 300A（ピラーボックス内）
	保護継電器	一式	51、27、51G、67G 等
	[非常用自家発電設備]		
	原動機	1台	燃料軽油、直列縦置水冷4サイクル、262kW 1500rpm
	発電機	1台	3Φ 3W 6.6kV 250kVA、ディーゼル発電機装置 制御盤付（発電機盤、自動始動盤）
	冷却水設備	一式	初期注入用水槽 500L、冷却水槽 65m ³ 、冷却水ポンプ 50Φ×140L/min×11m、0.75KW

区分	設 備 名	数量・単位	設 備 概 要
	オイルタンク（軽油）	一式	地下タンク 1500L、小出槽 490L、オイルギヤーポンプ 0.4kW、地下タンク液面測定装置ほか
	小型発電機 〔直流電源設備〕	1 台	1φ100/200V 4.5kVA 燃料：ガソリン
	直流盤	1 面	全自動サイリスタ整流器、3相全波純ブリッジ自然冷却式、直流出力 30A
	蓄電池 〔低圧設備〕	一式	制御弁式据置鉛蓄電池 MSE200、200AH 54セル
	配電盤	7 面	地下電気室設備
	電灯分電盤	17 面	全階設備（外灯盤含む）
	動力盤	11 面	各機械室等設置
	幹線	一式	全階設置（動力、照明幹線）
	照明・コンセント設備	一式	全階設置及び屋外設置（共用部；約 2,357 m ² ）
	電動機 〔電気時計設備〕	一式	全階設置
		一式	全階設置 MXW-2 II型水晶式親時計 2回線、子時計 26台（親機 1台、子機 25台）、蓄電池内蔵
	〔昇降機設備〕		
	油圧エレベーター	1 基	荷物用、1,400kg、20m/min、3停止
	小荷物昇降機	2 基	2停止（BF 厨房～1F 配膳室）
〔外灯〕	18 基	4方向4灯（5mH）：3基、2灯（2.5mH）：2基、1灯（2.5mH）：4基、1灯（1.5mH）：9基	
〔その他の機器〕	一式	自動扉 8台、休憩表示装置、インターホン設備、防犯設備等	
空 気 調 和 設 備	〔熱源機器〕 冷温水発生機 (AR-1、AR-2)	2 基	ガス焚吸収式冷温水発生機、暖房能力 617kW、冷房能力 738kW（192RT）、燃料：都市ガス 13A 低圧 ガス消費量：冷 613kW、暖 709kW
	冷凍機（R-1） 〔空気調和設備〕	1 基	空冷チラーユニット、冷却能力 4.5kW、ACU-10 用
	ユニット型空気調和機 (ACU-1～10)	10 台	横形 10 台 (プレフィルター+中性能ユニットフィルター、加湿器)
	パッケージ空気調和機 (PAC-1～4)	4 台	作り物工作室、図書収蔵庫、図書閲覧室、収蔵庫(1)用
	ヒートポンプエアコン	15 台	監視盤室 2、清掃控室、警備室 2、調整室 2、映写室、案内

区分	設 備 名	数量・単位	設 備 概 要
	同上用 屋外機	13 台	控室, 駐車場受付, 装束の間, 調光室, 用具室(1)他 2
	給気ユニット (FR-1)	1 台	ユニット形 (コスモフィルター+中性能フィルター) 厨房給気用
	排気ユニット (FR-2)	1 台	ユニット形 (コスモフィルター) 厨房・配膳室排気用
	温水ヒーター (HC-1)	1 台	5,670kcal/h、ダクト挿入型
	温水ヒーター (HC-2)	1 台	10,000kcal/h、ダクト挿入型
	温水ヒーター (HC-3)	1 台	39,500kcal/h、給気ユニット挿入形
	ファンコイルユニット (FCU-2~12)	61 台	FCU 2 型×5 台、3 型×4 台、4 型×6 台、 6 型×18 台、8 型×16 台、12 型×12 台
	冷却塔 (CT-1、CT-2)	2 基	冷却能力 : 1,270kW/h、AR-1・2 用
	冷温水 1 次ポンプ (PCW-1)	1 台	100φ×80φ×1,850L/min×12m×5.5kW
	冷温水 1 次ポンプ (PCW-2)	1 台	100φ×80φ×1,850L/min×12m×5.5kW
	冷温水 2 次ポンプ (PCW-3)	1 台	100φ×80φ×1,240L/min×210kpa×7.5kW
	冷温水 2 次ポンプ (PCW-4)	1 台	100φ×80φ×1,240L/min×210kpa×7.5kW
	冷温水 2 次ポンプ (PCW-5)	1 台	100φ×80φ×1,240L/min×210kpa×7.5kW
	冷水 2 次ポンプ (PCW-6)	1 台	25φ×22L/min×15m×0.2kW
	冷却水ポンプ (PC-1)	1 台	150φ×125φ×3,500L/min×25m×22kW
	冷却水ポンプ (PC-2)	1 台	150φ×125φ×3,500L/min×25m×22kW
	薬注ポンプ (CTC-1、 CTC-2)	2 台	4~25cc/min×1.47MPa×0.03kW、CT-1・2 用
	送風機・排風機	61 台	能楽堂内全系統 (送風機 7 台、排風機 49 台、排煙機 5 台)
	[その他の機器]		
空	配管・弁類	一式	能楽堂内全系統
気	ヘッダー (HW-1)	1 基	冷温水用 : 450A_STPG×6, 780L
調	ヘッダー (HW-2)	1 基	空気抜き用 : 100A_SGP×2, 500L
和	膨張タンク (TW-1)	1 基	300L、R-1 用
設	膨張タンク (TW-2)	1 基	300L、AR-1・2 用
備	煙道・煙突	1 基	冷温水発生機・ボイラー共用、非常用発電機用、18m H
	ダクトピット等	一式	地下 1 階駐車場周囲 (配管、ダクト設置)
	空調自動制御装置	一式	能楽堂内全系統

区分	設 備 名	数量・単位	設 備 概 要
給 排 水 ・ 衛 生 設 備	[熱源機器] 温水ボイラー (BW-1)	1 基	鋳鉄製ガス焚、熱出力 262,000kcal/h、水頭 10m、 伝熱面積 7.2 m ² バーナー 燃料：都市ガス 13A 低圧、燃焼能力 29 m ³ /h 押込通風先混合形
	貯湯槽 (THS-1)	1 基	立形 4,000L、交換熱量：19,000kcal/h 電気防食装置付 (温水-温水)
	膨張タンク (TE-1)	1 基	容量 300L、温水ボイラー (BW-1) 用
	膨張タンク (TW-2)	1 基	容量 10 m ³ 給湯用膨張タンク・消火用充水槽兼用
	[排水槽類]		
	雑排水槽 (1)	1 槽	雑排水・湧水槽(地下ピット 20m ³)
	雑排水槽 (2)	1 槽	雑排水・雨水排水槽(地下ピット 30m ³)
	汚水槽	1 槽	汚水槽(地下ピット 20m ³)
	厨房排水槽	1 槽	厨房排水槽(地下ピット 10m ³)
	[ポンプ類]		
	温水 1 次ポンプ (PH-1)	1 台	65φ × 370L/min × 6m × 0.75kW
	温水 2 次ポンプ (PH-2)	1 台	40φ × 100L/min × 8m × 0.4kW
	自動給水装置 (PW-1・2)	2 台	直結給水用ブースターポンプ (上水用、中水用) 50φ × 310L/min × 25m × 2.2kW
	給 排 水 ・ 衛 生 設 備	汚水ポンプ (PW-3)	2 台
雑排水ポンプ (PW-4)		2 台	65φ × 320L/min × 12m × 2.2kW、水中形 (交互・同時)
雑排水ポンプ (PW-5)		2 台	65φ × 290L/min × 12m × 2.2kW、水中形 (交互・同時)
厨房排水ポンプ (PW-6)		2 台	65φ × 200L/min × 12m × 1.5kW、水中形 (交互・同時)
発電機冷却水用ポンプ (PW-9)		1 台	50φ × 200L/min × 11m × 1.5kW
湧水排水ポンプ (PW-10)		2 台	65φ × 200L/min × 12m × 1.5kW、水中形 (交互・同時)
湧水排水ポンプ (PW-11)		2 台	65φ × 200L/min × 13m × 1.5kW、水中形 (交互・同時)
流量計		4 台	主メーター：1、厨房用：3 (上水、雑用水、給湯)
[衛生設備]			
洗面器・掃除用流し		一式	能楽堂内全域 一覧表参照
大便器 (洋・和風・多目的 用) ・小便器		一式	能楽堂内全域 一覧表参照 自動フラッシュ弁、自動水栓、水石鹸入れ、鏡、化粧 棚、付属設備一式
浴槽	2 槽	地下 1 階設置 (鏡、更衣室等)	

区分	設 備 名	数量・単位	設 備 概 要
・ ガ ス 設 備	シャワー	一式	一覧表参照
	流し台	一式	一覧表参照
	水栓・水飲栓・散水栓	一式	一覧表参照
	ウォータークーラー [ガス設備]	4台	広間、南便所前室、廊下(2)、楽屋給湯室
	ガスメーター [湯沸器]	3台	空調用、一般用、厨房用
	ガス湯沸器	3台	湯沸室、ガス貯湯式 19 L×3
	電気湯沸器 [その他の機器]	2台	電気式 楽屋湯沸室：30L×1、養成事務室：10L×1
	厨房設備・付帯設備	一式	地下1階厨房内設置機器、1階配膳室設置機器
	グリストラップ	1槽	地下1階厨房内設置
	ガソリントラップ	2槽	地下1階駐車場ほか設置
	雨水桝・汚水桝・排水溝	一式	能楽堂内全域
	ルーフドレン	一式	能楽堂内全域
	消 防 設 備	[消火設備]	
屋内消火栓設備		一式	全階(消火栓箱、配管、呼水装置、送水口、制御装置等)
屋内消火栓ポンプ(PW-7)		1台	100φ×750L/min×47m×15kW
スプリンクラー設備		一式	全階(圧力タンク、一斉開放弁、ヘッド、配管、呼水装置、制御装置等)
スプリンクラーポンプ (PW-8)		1台	100φ×900L/min×61m×18.5kW
1槽			地下ピット、70m ³
消火用水槽		一式	地下1階 7系統(駐車場(3系統)、図書資料収蔵庫、資料収蔵庫(1)(2)、電気室、発電機室用)
ハロゲン化物消火設備		一式	送水口 1か所
連結送水設備			放水口 2か所(地下駐車場)
		一式	全階 108本
消火器			
[警報設備]		一式	全階(受信機盤、副受信機盤、感知器等)
自動火災報知設備		一式	地下1階設置 7か所
ガス漏れ火災警報設備	一式	全階(一般放送兼用)	
非常放送設備			
[避難設備]	一式	全階(避難口、廊下通路誘導灯、客席誘導灯等)	
誘導灯設備	一式	全階	
誘導標識			

区分	設 備 名	数量・単位	設 備 概 要
	[防火戸] 防火、防・排煙設備	一式	全階（防火シャッター、防煙ダンパ、防火ドア、排煙口、手動排煙装置等）

6. 運転・監視及び日常点検・保守の業務内容

第1章 一般事項

第1節 一般事項

- | | |
|------------------|---|
| 1. 1. 1 適 用 | <p>国立能楽堂に常駐し、建築物等について実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。</p> |
| 1. 1. 2 業務の条件 | <p>施設の冷暖房の時期及び設備運転時間は、中央式冷暖房機器は次を基準とするが、必要に応じて臨機に運転を行うものとする。
事務所等は、冷房5月下旬から10月下旬、暖房11月下旬から3月下旬8:30～19:00とし、見所等の運転時間は、公演に合わせ延長するものとする。</p> |
| 1. 1. 3 施設情報の把握 | <p>「業務計画書」「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設運営に関すること。 (2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること。 (3) 施設の行事に関すること。 |
| 1. 1. 4 運転・監視の範囲 | <p>運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、表7-2の設備概要等による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設備機器の起動・停止の操作 (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録 (3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整 (4) エネルギー使用の適正化 (5) 季節運転切替、本予備機運転切替 (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握 (7) その他特記で定めた事項 |
| 1. 1. 5 点検の範囲 | <p>日常点検の対象部分、数量等は特記又は表7-3から表7-11による。</p> <p>電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所及び共用部分は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても異常を発見した場合には振興会に報告する。</p> |
| 1. 1. 6 保守の範囲 | <p>運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃 (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充 <ol style="list-style-type: none"> ① 潤滑油、グリス及び充填油等 ② ランプ類（足場の高さ2m以下に限る）、ヒューズ類 ③ パッキン、Oリング類 |

- ④ 精製水の補充
- ⑤ フィルター類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）及びその他これらに類する作業
- (8) 消耗品の在庫管理
- (9) 保守で生じた発生材・廃棄材の分別及び指示された場所での保管
- (10) その他特記で定めた事項

1. 1. 7 周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は、次による。

- (1) 1Dは、1日に1回行うものとする。
- (2) 1Wは、1週に1回行うものとする。
- (3) 1Mは、1月に1回行うものとする。
- (4) 2Mは、2月に1回行うものとする。
- (5) 3Mは、3月に1回行うものとする。
- (6) 4Mは、4月に1回行うものとする。
- (7) 6Mは、6月に1回行うものとする。
- (8) 1Yは、1年に1回行うものとする。

1. 1. 8 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン、Oリング類
- (4) 蓄電池用精製水
- (5) 発電機用燃料（オイルを含む）
- (6) フィルター類
- (7) 乾電池類
- (8) 塗料（タッチペイント）

1. 1. 9 定期点検時立会い

業務関係者は、「定期点検等及び保守業務」の定期点検に立ち会う。

1. 1. 10 運転・監視の記録及び報告

日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。

- (1) 記録者
- (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻
- (3) 熱源機器運転中の外気温湿度
- (4) 電気、ガス、油、水道及び下水道等の光熱水の使用量
- (5) その他本編に定める項目

業務の報告は、振興会との協議による。なお業務において正常でないことが認められた場合は、直ちに振興会に報告する。

1. 1. 11 臨機の処置等

災害発生に対する処置について、振興会と協議のうえ、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、振興会の承諾を受ける。

- (1) 緊急事態への準備
- (2) 緊急事態発生後の対応
- (3) 業務の早期復旧

災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な処置を講じるものとする。この場合は、直ちに振興会に連絡するとともに

1. 1. 12 機器等に異常を認めた場合の処置

警備員室等との連絡調整を行う。

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、振興会とあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な処置を直ちに講じる。

1. 1. 13 資料等の整理保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

- (1) 機器の取扱説明書等
- (2) 機器台帳等
- (3) 工具、器具とその台帳

1. 1. 14 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

1. 1. 15 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

1. 1. 16 防災訓練等への参加

受託者は、委託者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第2章 建築

2. 1. 1 建築 | 建築の点検項目及び点検内容は、表2. 1. 1による。

表2. 1. 1 建築

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 共用部巡視 点検	① 雨水侵入による汚損の有無を点検する。	1D	
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無を点検する。	1D	
	③ 建築材料の剥離等の有無を点検する。	1D	
	④ 避難扉及びシャッター開閉の妨げになる障害物の有無を点検する。	1D	
	⑤ 外壁等の異常の有無を点検する。	1D	
2. 陸屋根部分	① 排水状態の良否を点検する。	1M	
	② 堆積物及びごみの有無を点検する。	1M	・ごみ等あれば取り除く
	③ 植物の有無を点検する。	1M	
3. 排水溝等	① 排水状態の良否を点検する。	1M	・ごみ等あれば取り除く
	② さび及び腐食の有無を点検する。	1M	

第3章 電気設備

第1節 適用

3. 1. 1 適用 | 電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

第2節 電灯・動力設備

3. 2. 1 電灯・動力設備 | 電灯・動力設備の点検項目及び点検内容は、表 3. 2. 1 による。

表 3. 2. 1 電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 共用部巡視 点検	① 照明器具の点灯状態を点検する。	1D	・振興会からの連絡によりランプ交換を行う。
	② 各器具の異常の有無を点検する。	1D	
2. 計測	① 厨房関係電力量を記録する。(5 か所)	1D	
3. 分電盤、 動力盤等	① 異音、異臭及び変色等の有無を点検する。	1M	
	② 汚損、変形等の有無を点検する。	1M	
	③ 各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M	
	④ コンデンサの異常の有無を点検する。	1M	
	⑤ 2次側絶縁抵抗を測定する。	1Y	

第3節 受変電設備

3. 3. 1 受変電設備 | (a) 受変電設備の運転・監視はあらかじめ電気設備の配線図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、振興会又は電気主任技術者に報告する。
(b) 受変電設備の点検項目及び点検内容は、表 3. 3. 1 による

表 3. 3. 1 受変電設備

第4節 自家発電設備

3. 4. 1 自家発電設備 | (a) 自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。
(b) 自家発電設備の点検項目及び点検内容は、表 3. 4. 1 による。

表 3. 4. 1 自家発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 日常巡視 点検	① 各機器の異常の有無を点検する。	1D	
	② 燃料、潤滑油及び冷却水の漏れの有無を点検する。	1D	
2. 計測	① 始動用蓄電池電圧を記録する。	1D	
3. 自家発電装置	① 汚損、損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 潤滑油の油量、汚れ等を点検する。	1M	
	③ 試運転中の異音、異常振動等の有無を点検する。	1M	

点検項目	点検内容	周期	備考
4. 操作盤（機付）	① 汚損、損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 信号灯、表示灯類を点検する。	1M	
5. 補機付属装置			
a. 始動用蓄電池装置	① 汚損、損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 表示灯類を点検する。	1M	
	③ 蓄電池の損傷、汚損等の有無を点検する。	1M	
b. 冷却水タンク・冷却水ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管の水漏れ、変形、損傷及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 冷却水の水量・水質等を点検する。	1M	
c. 換気装置	① ダクト等の損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを点検する。	1M	
d. 排気管、消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを点検する。	1M	
	② 排気管等の支持金具の状態を点検する。	1M	
e. バルブ	① 各種バルブの開閉状態を点検する。	1M	
f. 燃料タンク、燃料移送ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形並びに損傷等の有無を点検する。	1M	
	② 油量を点検する。	1M	
g. 地下オイルタンク	① 漏洩検査管の変形、損傷等の有無を点検する。	1W	
	② 燃料の在庫を計測する。	1W	
	③ 法定自主点検を行う。	6M	
6. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M	
	② 試運転中、電圧計及び周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認し記録する。	1M	
	③ 試運転中、回転数、温度及び圧力等の計器の指示値が適正であることを確認し記録する。	1M	
	④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル及びバルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M	
7. 小型発電機	① 汚損、損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 燃料の量、潤滑油の量及び汚れを点検する。	1M	
	③ 試運転を行い記録する。	1M	

第5節 直流電源設備

3. 5. 1 直流電源設備 | 直流電源設備の点検項目及び点検内容は表 3. 5. 1 による。

表 3. 5. 1 直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 日常巡視 点検	① 各機器の異常の有無を点検する。	1D	
	② 異音、異臭及び異常振動等の有無を点検する。	1D	
2. 計測	① 直流電圧、直流出力及び整流器出力を記録する。	1D	
3. 整流装置	① 汚損、損傷、変形及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	② 接続部の変色等の有無を点検する。	1M	
4. 蓄電池	③ 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1M	
	① 電槽の損傷、変形等の有無を点検する。	1M	
	② 架台の損傷、腐食等の有無を点検する。	1M	
	③ 各セル電圧を計測し記録する。	1M	

第6節 外灯

3. 6. 1 外灯 | 外灯の点検項目及び点検内容は表 3. 6. 1 による。

表 3. 6. 1 外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	① 点灯状態を点検する。	1M	
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、錆及び腐食等の有無を点検する。	1M	
	③ 絶縁抵抗を測定する。	1M	

第4章 機械設備

第1節 温熱源機器

4. 1. 1 適用基準及び記録
- (1) 「労働安全衛生法」及び「同法施行令」並びに「ボイラー圧力容器安全規則」の定めるところによるほか、ボイラー設置場所以外の監視室で監視及び制御が行われるボイラーは「ボイラーの遠隔制御についての基準（昭和51年2月19日基発第211号）」、燃焼装置としてバーナーを使用する蒸気ボイラー（単管式貫流ボイラーを除く。）は「ボイラーの低水位による事故防止に関する技術基準上の指針（昭和51年8月6日労働省公示第7号）」による。
- (2) 労働基準監督署長又は検査代行機関が行う性能検査に立ち会う。
- (3) 温熱源機器の運転・監視記録の項目及び周期は、表 4. 1. 1

表 4. 1. 1 運転・監視記録

機器の種別	項目	周期
铸铁製ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー水頭圧力及び温水温度、燃焼状態 ・貯湯槽水頭圧力及び給水温度 ・循環ポンプの吐出圧力 ・排ガスばい煙濃度、天候 	運転中は 随時

4. 1. 2

铸铁製ボイラー

铸铁製ボイラーの点検項目及び点検内容は、表 4. 1. 2 による。

表 4. 1. 2 铸铁製ボイラー

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 起動前			
a. 圧力計、水高 温度計及び温 度計	<ul style="list-style-type: none"> ① 指針に異常のないことを確認する。 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 	1D 1D	
b. 燃料及び給水 系統	<ul style="list-style-type: none"> ① 弁の開閉状態が正常であることを確認する。 ② 燃料又は水漏れがないことを確認する。 	1D 1D	
c. バーナー	① バーナーの装着状態が正常であることを確認する。	1D	
d. 煙道ダンパー	ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。	1D	
e. ボイラー室の 換気	換気状態が良好に維持されていることを確認する。	1D	
f. 燃料	パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことを確認する。	1D	
2. 起動時			
a. プレパージ動 作	<ul style="list-style-type: none"> ① 動作時間に異常のないことを確認する。 ② 比例制御又はH i - L o w - O f f 制御方式のボイラーにあつては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることを確認する。 	1D 1D	
b. バーナー	<ul style="list-style-type: none"> ① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことを確認する。 ② 主バーナーの点火時に、異常な燃焼音及び振動等がなくスムーズに点火することを確認する。 	1D 1D	
3. ボイラー運転 中			
a. 運転監視	ボイラーの圧力（温水ボイラーにあつては温水）、水位及び燃焼状態を随時監視する。	1D	

点検項目	点検内容	周期	備考
b. バーナーの自動発停動作	ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又は起動することを確認する。	1D	
c. 安全弁、逃し弁及び逃し管	① 安全弁に漏れがないことを確認する。	1D	
	② 取付け部等に漏れがないことを確認する。	1D	
	③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。	1D	
f. 燃焼用空気及び燃焼ガス	① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことを確認する。	1D	
	② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。	1D	
4. 運転終了時の作業	① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する。	1D	
	② 電源スイッチを遮断する。	1D	
	③ 吹出し弁及び配管漏れがないことを確認する。	1D	
	④ 燃料、給水蒸気及び温水の各系統に漏れがないことを確認する。	1D	
	⑤ ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。	1D	
5. 温水ボイラー	① 本体の変形及び腐食等異常の有無を点検する。	1M	
	② 燃料装置の変形及び腐食等異常の有無を点検する。	1M	
	③ 自動制御装置の損傷等異常の有無を点検する。	1M	
	④ 附属装置等の異常の有無を点検する。	1M	
6. 法定自主点検	① 圧力容器の法定自主点検を行う。	1M	
7. 貯湯槽	① 本体の変形及び腐食等異常の有無を点検する。	1M	
	② 附属装置等の異常の有無を点検する。	1M	

第2節 冷熱源機器

4. 2. 1 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は表4. 2. 1による。ただし、パッケージ形空気調和機（電気駆動型）及びパッケージ空気調和機の記録の実施は、特記による。

表4. 2. 1 運転・監視記録

機器の種別	項目	周期
チリングユニット	・冷水入口及び出口温度 ・冷水ポンプ電圧及び電流	1D

直だき吸収冷温水機及び小型吸収冷温水機ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度 ・冷温水入口及び出口圧力 ・冷却水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口圧力 	随時
-------------------------	--	----

4. 2. 2
冷熱源機器

冷熱源機器の点検項目及び点検内容は、表 4. 2. 2 による。

表 4. 2. 2 冷熱源機器

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 起動前			
a. 圧力計及び温度計	ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。	1D	
	① 各種弁の開閉状況を確認する。	1D	
b. 冷水及び冷却水配管系統	② 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことを確認する。	1D	
	電圧が規定の許容範囲内にあることを確認する。	1D	
c. 電源	① 各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。	随時	
2. 運転中	② 配管に、漏れ及び振動等の異常がないことを確認する。	随時	
	③ 運転時に音及び振動に異常がないことを確認する。	随時	
	④ 運転記録から管内に空気の侵入が認められる場合は、抽気装置の運転を行う。	随時	
3. 運転終了時	① 運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。	1D	
	② 弁類を所定の開閉位置にする。	1D	
	③ 電源開閉器を規定の位置にする。	1D	

第 3 節 空気調和等関連機器

4. 3. 1
適用基準

熱交換器、貯湯槽又はヘッダーで第一種圧力容器に該当するものは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによる。

4. 3. 2
空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の点検項目及び点検内容は、表 4. 3. 2 による。

表 4. 3. 2 空気調和等関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 熱交換器、貯湯槽及びヘッダー	① 異音及び異常振動の有無を点検する。	1M	貯湯槽のみ
	② 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。	1M	
	③ 貯湯槽に外部電源方式の防食装置を設けてい	1M	

点検項目	点検内容	周期	備考
	る場合にあつては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻ることを確認する。		
	④ 付属装置の異常の有無を点検する。	1M	
2. 冷却塔	① ケーシングに異常振動がないことを確認する。	1M	冷却塔の点検・清掃は、4月～11月とする。
	② 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。	1M	
	③ 送風機の各部に異音又は振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。	1M	
	④ 冷却水の汚れの有無を点検する。	1M	
	⑤ 冷却塔の清掃を行う。	1M	
3. ユニット形 空気調和機 及びパッケ ージ型空気 調和機	① 各部の異音及び異常振動等の有無を点検する。	1M	
	② 換気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無を点検する。	1M	
	③ 加湿器の汚れの有無を点検する。	1M	
	④ 排水の良否を点検する。	1M	
4. ヒートポン プエアコン	① 各部の異音及び異常振動等の有無を点検する。	4M	
	② 排水の良否を点検する。	4M	
	③ フィルター清掃を行う。	4M	
5. 空気洗浄装 置(プレフィ ルター等)	① 圧力損失が規定値以下であることを確認する。	1M	
	② フィルターの清掃は表7-6参照。		
6. ファンコイ ルユニット	① 異音及び異常振動の有無を点検する。	1M	
	② ドレン排水に支障のないことを確認する。	1M	
	③ 汚れの状況を確認する。	1M	
	④ フィルター清掃を行う。	3M	
7. ポンプ	① 各部の異音、異常振動等の有無を点検する。	1M	
	② 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する	1M	
	③ 電動機に異常発熱がないことを確認する。	1M	
	④ 計器の指示位置を確認する。	1M	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1M	
8. 送風機、排 風機	① 各部の異音、異常振動等の有無を点検する。	1M	
	② Vベルトの張り等を点検する。	1M	
	③ 電流計の指示位置を記録する。	1M	
9. 計測	① 冷却塔の給水メーター及び排水メーターの数値を計測し、減水量の申告書を作成し申告する。	2M	

4. 4. 1 給排水衛生等機器 | 給排水衛生等機器の点検項目及び点検内容は、表 4. 4. 1 による。

表 4. 4. 1 給排水衛生等機器

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ポンプ			貯湯槽のみ
a. 給水ポンプ ユニット (PW-1, PW-2)	① 各部の異音及び異常振動等の有無を点検する。 ② 計器の指示位置を確認する。 ③ 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。 ④ 電動機に異常発熱がないことを確認する。 ⑤ ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1M 1M 1M 1M 1M	
b. 水中排水ポンプ	① 揚水機能を確認する。 ② 計器の指示位置を確認する。 ③ 逆止弁の機能を確認する。	1M 1M 1M	冷却塔の点検・清掃は、4月～11月とする。
2. 水槽			
a. 雑排水槽、 汚水槽 厨房排水槽	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認。 ② 内部の状況及び水位を確認する。 ③ 病虫害発生の有無を確認する。	1M 1M 1M	
3. 水質の維持			
a. 飲料水、中央式給湯設備による給湯水	① 外観検査（臭気、味、色及び濁り）を行う。 ② 残留塩素の測定を行う。	1D 1D	給湯水は1W
4. 衛生陶器類	① 陶器類の破損等状態を確認する。 ② 器具類の異常の有無を確認する。	1M 1M	
5. 冷水器	① 本体の変形、腐食等異常の有無を点検する。 ② 漏水の有無を点検する。 ③ 動作及び水温を体感で確認する。	1M 1M 1M	
6. 湯沸器	① 本体の変形、腐食等異常の有無を点検する。 ② 漏水の有無を点検する。 ③ 燃焼状態の異常の有無を点検する。	1M 1M 1M	
7. 厨房機器類	① 本体の変形、腐食等異常の有無を点検する。 ② 排水の状態を点検する。	1M 1M	
8. 残留塩素測定	① 1系統の給水端末において測定する。 ② 1系統の給湯水端末において測定する。	1D 1W	

第1節 中央監視制御設備

5. 1. 1 中央監視制御装置 | 中央監視制御装置の点検項目及び点検内容は、表5. 1. 1による。

表5. 1. 1 中央監視制御装置

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 監視制御機器			
ア. 外観	① 損傷、汚損及び腐食等の有無を点検する。 ② 異音、異臭及び、異常振動等の有無を点検する。	1D 1D	
イ. 装置、機器等	① ディスプレイ装置、キーボード等の画面の異常、異臭及び異音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。 ② プリンターの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検を行う。	1D 1D	
2. 電源装置 【UPS装置に限る】			
ア. 整流装置インバーター装置	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇並びに変形、異音、異臭及び腐食等の有無を点検する。 ② 各計器の指示値を確認する。 ③ 表示灯類の点灯状態を確認する。	1M 1M 1M	・計器のあるものに限る。
3. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液もれ及び汚損等の有無を点検する。 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線にあることを確認する。 ③ 蓄電池の総出力電圧を確認する。	1M 1M 1M	

5. 1. 2 動力制御盤 | 第3章電気設備の第2節電灯・動力設備に準拠する。

表7-3 排水溝等一覧表

種別	摘要	数量	場所設置
排水溝	450×7,200	1	前庭
	550×7,200	1	
	400×3,300	1	
	450×7,500	1	駐車場スロープ下 地下1階
	300×1,200	1	
	300×1,400	1	
	450×60,000	1	

排水口		3	地下1階
		21	屋上

表7-4 分電盤類一覧表

種別	階	盤名称	設置場所
分電盤	地下1階	L-B-1	廊下(2)
		L-B-2	廊下(3)
		L-B-3	図書閲覧室
		L-B-K	厨房
		外灯盤	監視盤室前
	1階	L-1-1	廊下(2)、便所前
		L-1-2	廊下(4) 楽屋
		L-1-3	中継室
		L-1-4	廊下(1) 受付横
		TV中継電源盤	屋外 売店横
	2階	L-2-1	廊下(2) 便所前
		L-2-2	廊下(2) 研修室前
		L-2-4	調整室
		調光盤(1)	排風機室
		調光盤(3)	研修舞台溜り
屋上	L-2-3	映写室	
	調光盤(2)	映写室	
動力盤等		CP-B-1	機械室(1)
		CP-B-2	
		CP-B-3	
		CP-B-4	機械室(2)
		CP-B-K	厨房
		CP-1-1	倉庫
		CP-1-2	廊下(2)、便所前
		CP-1-3	廊下(4) 楽屋
		CP-2-1	廊下(2) 便所前
		CP-2-2	排風機室
		CP-R-1	排風機室

: 絶縁抵抗測定対象分電盤類を示す。

表7-5 空調機一覧表

種別	機器名称	場所設置		空調系統	グリスアップ
		階	室名称		
ユニット型 空調機	ACU-1	地下 1階	機械室(1)	玄関、歩廊、広間	○
	ACU-2		機械室(2)	見所、正見	○
	ACU-3		機械室(2)	能舞台	○
	ACU-4		機械室(1)	食堂	○
	ACU-5		機械室(2)	研修能舞台	○
	ACU-6		機械室(1)	大講義室	○
	ACU-7		機械室(1)	資料展示室	○
	ACU-8		機械室(1)	事務室、研修室	○

種 別	機器名称	場 所 設 置		空調系統	グリスアップ
		階	室名称		
	ACU-9		機械室 (2)	楽屋、貴賓室	○
	ACU-10		機械室 (2)	資料収蔵庫 (2)	○
パッケージ型空調機	PAC-1	地下 1階	作り物工作室	作り物工作室	
	PAC-2		図書資料収蔵庫	図書資料収蔵庫	
	PAC-3		図書閲覧室	図書閲覧室	
	PAC-4		資料収蔵庫 (1)	資料収蔵庫 (1)	
空冷チラーユニット	R-1	地下 1階	機械室 (2)	ACU-10 用	
ヒートポンプエアコン		地下 1階	清掃員控室		
			守衛室		
			監視盤室		
			監視盤休憩室		
		1階	守衛室		
			守衛宿直室		
			案内係控室		
			調光室		
		2階	装束の間		
			調整室 (A)		
			調整室 (B)		
			狂言部屋		
			ワキ部屋		
屋上	用具室 (1)	3台マルチ			
	映写室				

(注) グリスアップは、1 Yとする。

表 7-6 空調機等フィルター清掃一覧表

種別	機器名称	場 所 設 置	フィルター		清掃周期
			サイズ	枚数	
ユニット型空調機	ACU-1	地下1階 機械室 (1)	600×600	8	4M
			600×300	4	
	ACU-2	地下1階 機械室 (2)	600×600	12	4M
			600×300	3	
	ACU-3	地下1階 機械室 (2)	600×600	1	4M
			600×300	1	
	ACU-4	地下1階 機械室 (1)	600×600	2	3M
	ACU-5	地下1階 機械室 (2)	600×600	2	4M
			600×300	2	
	ACU-6	地下1階 機械室 (1)	600×600	2	6M
ACU-7	地下1階 機械室 (1)	600×600	1	4M	
		600×300	1		
ACU-8	地下1階 機械室 (1)	600×600	2	2M	
		600×300	2		
ACU-9	地下1階 機械室 (2)	600×600	1	4M	
		600×300	2		
ACU-10	地下1階 機械室 (2)	600×600	1	6M	
パッケージ型空調機	PAC-1	地下1階 作り物工作室	プレフィルター		6M
	PAC-2	地下1階 図書資料収蔵庫			
	PAC-3	地下1階 図書閲覧室			

種別	機器名称	場 所 設 置	フィルター		清掃周期
			サイズ	枚数	
	PAC-4	地下1階 資料収蔵庫 (1)			
送・排風機	FS-6	地下1階 機械室 (1)	600×600	2	3M
	FE-7	屋上機械室	600×600	9	1Y
	焙じ室	1階 焙じ室	プレフィルター		1W

表7-7 ファンコイル一覧表

設置場所		型 式		台数	フィルター枚数	
1階事務室系統	入場券売場	天	F4	2	2	
	事務室 (1)	天	F6	2	2	
	医務室	床	F3	1	1	
	電話交換室	床	F4	1	1	
	事務室 (2)	床	F8	3	6	
	部長室	床	F6	1	1	
	応接室、情報機器室	床	F6	2	2	
	第1会議室	天	F8	2	2	
	第2会議室	床	F6	2	2	
	楽屋食堂	床	F6	2	2	
楽屋系統	楽屋事務室	床	F6	1	1	
	楽屋応接室	床	F3	1	1	
	控室	床	F6	1	1	
	楽屋	天	F12	6	18	
	溜り	床	F3	1	1	
	簾の間	床	F3	1	1	
	観察室	床	F2	1	1	
2階事務室・研修舞台系統	事務室 (1)	床	F12	2	4	
	事務室 (2)	床	F8	4	8	
	調整室	床	F8	2	4	
	事務室 (3)	床	F8	3	6	
	研修舞台控室	床	F2	2	2	
		床	F4	1	1	
	第一稽古室	床	F12	1	2	
	第2稽古室	床	F12	1	2	
	研修生控室	床	F6	2	2	
	養成事務室	床	F8	2	4	
	講義室	床	F12	2	4	
	研修室	(1) (2) (4) (6) (7)	床	F6	5	5
		(3) (5)	床	F2	2	2
(8)		床	F4	2	2	

(注) フィルターの清掃は、3Mとする。

表 7-8 送・排風機等一覧表

	機器名	容量(KW)	系統	グリスアップ
地下1階第1機械室	FS-1	7.5	第1機械室	○
	FS-5	1.5	電気室・発電機室	○
	FS-7	0.75	ELV 機械室	—
	FE-2	5.5	第1機械室	○
	FE-4	1.5	電気室・発電機室	○
	FE-11	0.1	監視盤室シャワー室	—
	FE-12	0.1	便所 (3)	—
	FE-14	0.2	便所 (2)	—
	FE-22	0.1	図書閲覧室	—
	FE-23	0.1	図書収蔵庫	—
	FE-24	0.1	シャワー室	—
	FE-25	0.4	ELV 機械室	—
	FE-26	0.3	浴室 (1) (2)	—
	FE-27	0.1	作り物工作室	—
地下1階第2機械室	FS-2	2.2	第2機械室	○
	FS-3	18.5	駐車場	○
	FS-4	0.55	PAC1~4	—
	FE-1	18.5	駐車場	○
	FE-6	15.0	見所還気	○
	FE-28	0.2	資料収蔵庫 (1)	—
	FE-31-1	0.1	倉庫	—
地下1階厨房	FS-6	3.7	厨房	○
	FE-7	3.7	厨房	○
	FE-13	0.1	厨房便所	—
	FE-38	1.5	配膳室・厨房食品庫	—
1階楽屋	FE-10-2	0.2	湯沸室 (2)	—
	FE-18-2	0.1	便所 (3)	—
	FE-21	0.1	焙じ室	—
1階倉庫	FE-10-3	0.2	湯沸室 (3)	—
	FE-29	0.1	医務室、倉庫	—
	FE-30	0.1	電話交換室、女子更衣室	—
	FE-31-2	0.1	倉庫	—
	FE-36	0.3	コインロッカー室	—
1階廊下	FE-10-4	0.2	湯沸室 (1)	—
	FE-18-1	0.1	便所 (2)	—
	FE-19-1	0.2	便所 (1)	—
	FE-32	0.2	下足室	—

	機器名	容量(KW)	系統	グリスアップ
2階廊下	FE-9	1.5	大講義室	—
	FE-10-5	0.2	湯沸室 (1)	—
	FE-19-2	0.2	便所 (1)	—
	FE-37	0.2	映写室	—
2階排風機室	FE-3	2.2	BF 第2機械室	○
	FE-5	5.5	見所天井	○
	FE-8	1.5	研修能舞台	○
	FE-10-1	0.3	1F 湯沸室 (貴賓室)	—
	FE-15	0.4	1F 便所 (A)	—
	FE-16	0.1	1F 貴賓室化粧室	—
	FE-17	0.4	1F 便所 (B)	—
	FE-20	0.3	2F 便所 (2)	—
	FE-21-1	0.1	2F 焙じ室	—
	FE-21-2	0.2	2F 喫煙室	—
	FE-33	0.1	1F 案内係控室	—
	FE-34	0.4	1F 休憩コーナー	—
	FE-35	0.4	1F 貴賓室	—
	FE-39	7.5	見所天井 (還気)	○
排煙機	FSE-1	3.7	玄関広間	—
	FSE-2	37.0	見所	—
	FSE-3	30.0	事務室、展示室ほか	—
	FSE-4	1.5	貴賓室	—
	FSE-5	7.5	楽屋	—

表 7-9 ポンプ一覧表

種別	機器名称	容量(KW)	場所設置	
			階	室名称
冷温水発生機 1次冷温水	PCW-1	5.5	地下1階	機械室(1)
	PCW-2	5.5		
冷温水発生機 2次冷温水	PCW-3	7.5		
	PCW-4	7.5		
	PCW-5	7.5		
冷温水発生機 冷却水	PC-1	22.0		
	PC-2	22.0		
冷却塔薬注	CTC-1	0.03	屋上	
	CTC-2	0.03		
空冷チラー	PC-3	0.75	地下1階	機械室(2)
温水循環	PH-1	0.75	地下1階	機械室(1)
給湯循環	PH-2	0.4		
給水ブースター	PW-1	2.2	地下1階	機械室(1)
	PW-2	2.2		
雑排水槽(1)	PW-4-1	2.2	地下1階	機械室(1)
	PW-4-2	2.2		
	PW-10-1	1.5		
	PW-10-2	1.5		
雑排水槽(2)	PW-5-1	2.2	地下1階	機械室(2)
	PW-5-2	2.2		
	PW-11-1	1.5		
	PW-11-2	1.5		
汚水槽	PW-3-1	2.2	地下1階	機械室(1)
	PW-3-2	2.2		
厨房雑排水槽	PW-6-1	1.5	地下1階	機械室(1)
	PW-6-2	1.5		
消火栓	PW-7	15.0	地下1階	機械室(1)
スプリンクラー	PW-8	18.5		

表 7-10 衛生器具等一覧表

設置場所		便 所			流し台等			シャ ワー
階	室名	大便器	小便器	洗面器	流し台	洗面器	蛇口のみ	
地下 1階	便所 (1)	1	1	1				
	便所 (2) (男子)	1	2	2				
	便所 (2) (女子)	2		2				
	便所 (3)	1	1	2				
	厨房							
	清掃員控室				1	1		
	駐車場						7	
	廃棄物保管場所						2	
	監視盤室				1		1	1
	機械室 (1)					1		
	図書閲覧室					1		
	浴室 (1)						6	5
	同上脱衣室						3	
	浴室 (2)						2	4
シャワー室						2	3	3
1階	便所 (A) (男子)	4	8	7				
	便所 (A) (女子)	11		7				
	便所 (B) (男子)	2	4	4				
	便所 (B) (女子)	7		3				
	便所 (C) (身障者)	1		1				
	貴賓室化粧室	1		2				
	便所 (1) (男子)	3	4	5				
	便所 (1) (女子)	4		5				
	便所 (2) (男子)	1	2	2				
	便所 (2) (女子)	1		1				
	便所 (3) (男子)	1	2	2				
	便所 (3) (女子)	1		1				
	給湯室 (1)				1			
	給湯室 (2)				1			
	給湯室 (3)				1			
	医務室					1		
	守衛室					1		
配膳室				2	1			
案内係控室				1				
2階	便所 (1) (男子)	3	5	5				
	便所 (1) (女子)	5		5				
	便所 (2) (男子)	2	3	3				
	便所 (2) (女子)	2		3				
	給湯室 (1)				1			
	養成事務室				1			
屋上	前庭				2			
屋外、屋上等 (散水栓等)						13		

(注) 便所の洗面器には清掃用流しを含む。

表 7-11 ガス器具ほか一覧表

設置場所		厨房機器		湯沸器	冷水器
階	室名	機器名称	数量		
地下1階	厨房	食器洗浄機	1		
		自動炊飯器	1		
		焼き物器	1		
		フライヤー	2		
		ガスレンジ	1		
		ローレンジ	1		
		ゆで麺器	1		
		配膳室製氷機	1		
		冷凍庫	1		
		冷蔵庫 (A)	1		
		冷蔵庫 (B)	2		
1階	湯沸室 (1)			1	
	湯沸室 (2)			1	1
	湯沸室 (3)			1	
	廊下 (2)				1
	広間				1
	便所 (B)				1
2階	湯沸室 (1)			1	
	養成事務室			1	